電話加入権の公売を実施します

県税の滞納により差し押さえた電話加入権の公売を実施します。

●日時　10月24日(水)10時～

●場所　宮城県大河原合同庁舎 302会議室（3階）

●参加資格　個人・法人を問わず、どなたでも参加できます。

●公売方法　入札

●当日持参する物　印鑑（法人の場合は代表者印）、委任状（代理人の場合）、買い受け代金

※都合により中止する場合がありますので、前日に電話で実施の有無をご確認ください。

㊫宮城県大河原県税事務所
☎0224－53－3114

社会保険労務士による無料相談会を開催します

●日時　10月13日(土)10時15分～16時

●場所　大河原駅前「オーガ」（2階多目的ホール1・2）

●主な相談内容

①健康保険、厚生年金、国民年金
②雇用保険、労災保険（業務上・通勤途上）
③就業規則、時短、三六協定など
④賃金、解雇、離職問題
⑤各種給付金、助成金
⑥労務管理全般

㊫宮城県社会保険労務士会大河原支部
大橋　敏郎　☎22－4725

白石警察署協議会委員をご紹介します

警察署協議会は、警察法の規定により、警察署長の諮問機関として県内24の全警察署に設置され、警察署の運営に関して住民を代表して意見を述べるなど、安全で安心な社会を実現するために活動しています。本年6月、次の皆さんが宮城県公安委員会から白石警察署協議会委員の委嘱を受けました。

●市内の委嘱された皆さん

細谷教雄(僧侶)、鹿又昇(農業)、佐久間恵美子(郵政職員)、加藤淳子(市非常勤職員)　※敬称略

㊫白石警察署　☎25－2138

事業主の皆さん、一般事業主行動計画を策定しましょう！

次世代育成支援対策推進法により、労働者数300人以下の企業でも、次世代育成支援のための「一般事業主行動計画」を策定し、労働局へ届け出る努力義務があります。（301人以上は義務）。例えば、行動計画に「妊娠や出産、育児に関する制度を全従業員に周知し、利用しやすい環境をつくる」などの目標を立てて対策を進めることで、仕事と家庭の両立がしやすい職場になります。ぜひ行動計画の策定をお願いします。

㊫宮城労働局雇用均等室
☎022－299－8844

事業主の皆さん、労働保険の加入手続きはお済みですか？

～社員の安心を守るのは社長の責任であり、社会の義務です～

10月は、労働保険適用促進月間です。労災保険や雇用保険などの労働保険は、労働者が安心して働ける職場づくりと、安定した事業経営に欠かせないものです。

社員や従業員、アルバイトなどを一人でも雇っている会社は、すぐに労働保険にご加入ください。

パートタイム労働者の方も、一定の基準に該当すれば雇用保険への加入義務があります。労働者の方も、雇用保険への加入手続きが適正に行われているかどうかを確認することができます。

■雇用保険法が変わります

10月1日から、改正雇用保険法が施行されます。雇用保険の基本手当を受給するためには、被保険者期間として、退職日前2年間に11日以上勤務した月が、原則12カ月以上必要となります。

また、育児休業給付の給付率が合計50%に引き上げられるほか、教育訓練給付の受給要件緩和と給付率の一律20%化、特例一時金の給付日数引き下げ（40日分）などが行われます。詳細についてはお問い合わせください。

㊫ハローワーク白石
☎25－3107

———思いやりのある良質で信頼される医療を目指して———

公立刈田綜合病院紹介

㊫公立刈田綜合病院　☎25-2145

ふれあい看護体験

8月1日にふれあい看護体験を実施しました。これは、看護の仕事を広く一般に知ってもらうために、看護の日の行事の一つとして日本看護協会が企画したものです。

当院はこの企画の趣旨に賛同し、県内の中学生や高校生の受け入れを行っており、今年も9名が参加しました。

参加者は、実際に足浴や血圧測定、入浴介助、もく浴の世話、排せつの世話、体位交換、食事介助などの看護ケアを体験し、緊張しながらも真剣に取り組んでいました。

終了後、参加者からは「マタニティホームに興味があり参加したが、実際に看護体験をして、ますます助産師になりたいと思った。」、「看護師の仕事は大変だと思うが、やりがいがある仕事だと感じた。」などの意見が寄せられました。

当院では今後もふれあい看護体験を通じて医療、保健、福祉分野で活躍する人材を育成していきたいと考えています。

▲もく浴の世話の様子

▶左が遠刈田中2年高橋さん、右が宮城三女高3年高橋さん

10月のごみ収集日について（お知らせ）

10月のごみ収集日程は、下記の通りとなっていますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆10月のごみ収集日予定表（日付は10月の収集日です）

地区名／ごみ区分	越河・斎川・大平	大鷹沢・白川・小下倉	大鷹沢田中	福岡・小原	市街東北本線東側	鷹巣	市街東北本線西側
ペットボトル（第1曜日）	2日(火)	1日(月)	5日(金)	4日(木)	5日(金)	1日(月)	3日(水)
びん類（第2・第5曜日）	9日(火) 30日(火)	9日(火)に変更です 29日(月)	12日(金)	11日(木)	12日(金)	9日(火)に変更です 29日(月)	10日(水) 31日(水)
缶（第3・第5曜日）	16日(火) 30日(火)	15日(月) 29日(月)	19日(金)	18日(木)	19日(金)	15日(月) 29日(月)	17日(水) 31日(水)
プラスチック（第3曜日）	16日(火)	15日(月)	19日(金)	18日(木)	19日(金)	15日(月)	17日(水)
もやせないごみ（第4曜日）	23日(火)	22日(月)	26日(金)	25日(木)	26日(金)	22日(月)	24日(水)
紙類	火 2・9・16・23・30	月 1・15・22・29	金 5・12・19・26	木 4・11・18・25	金 5・12・19・26	月 1・15・22・29	水 3・10・17・24・31
もやせるごみ	火・金 2・5・9・12・16・19・23・26・30	月・木 1・4・11・15・18・22・25・29			月・水・木 1・3・4・10・11・15・17・18・22・24・25・29・31		火・水・金 2・3・5・9・10・12・16・17・19・23・24・26・30・31

○不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
○ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や、前夜出しはしないでください）。
○びんは、色により3種類（①透明、②茶色、③その他）に分けて、それぞれ資源の袋（赤）に入れて出してください。
○缶類とプラスチック類は、それぞれに分けて資源の袋（赤）に入れて出してください。

◎スプレー缶や使い捨てガスライターのごみの出し方について

次のことをきちんと守ってごみ出しをしてください。
★スプレー缶などは、①中身を必ず使い切ること。②必ず穴を開けること（風通しの良い所で）。
★ガスライターは、ガスを使い切ること。

◎祝日に伴う収集日の変更について

大鷹沢・白川・小下倉、鷹巣地区の資源ごみ（びん類）は9日(火)に収集日が変更になります。お間違えのないようご注意ください。

◆野外での焼却（野焼き）の禁止について

「少しの量だからいいだろう」、「風がないから大丈夫だろう」と安易に廃棄物（ごみ）を野外でドラム缶や穴を掘って焼却することを「野焼き」といい、法律で禁止されています。

家庭から出た紙くず、ビニール、プラスチックなどを燃やすことは、黒煙や悪臭（有害ガス）を発生させ、近隣の方に不快感を与えます。また、飛び火して火災の発生を招くこともあり危険です。

野焼きは、周辺地域の方々に迷惑を掛けることになります。家庭から出たごみは、決められたごみごとに分別し、集積所に出すようにしてください。

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

●日時　10月11日(木)・25日(木)11:00～11:30(時間厳守)
●場所　健康センター前
〈注意事項〉犬を登録している方は、鑑札（小判形）を持参してください（保健所の職員が来るまで待っていただくことがあります）。
猫の場合は、必ず麻袋やもみ袋(土のう袋は不可)などの丈夫な袋に入れてください。また、届け出書が必要となりますので印鑑をご持参ください。

㊫生活環境課　☎22－1314